

解体業許可申請書（新規・更新）添付書類一覧（○：必須、△：該当する場合）

	法施行規則第55条第1項	具体例	個人	法人
1	事業計画書、収支見積書	☐ 別紙許可添付書類-010	○	○
2	事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	☐ 付近の位置図（ゼンリン地図等） ☐ 場内平面図（施設（保管場所含む）の配置図、排水経路図等） ☐ 施設構造図面（処理フロー図、平面・立面・断面図、仕様書、カタログ等） ※油水分離装置に係る図面を含む。 ☐ 付帯設備図面等（仕様書、カタログ、写真等） ☐ 環境保全対策のための設備図面等（悪臭、騒音、振動、粉塵対策等） ☐ 油水分離装置の容量及び、油水分離装置への雨水流入量の計算を示す書類	○ 注1	○ 注1
3	申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類	☐ 事業場の土地の登記事項証明書（賃貸借契約書等の写し） ☐ 事業場の土地の公図（切り図等） ☐ 施設（付帯設備含む）の売買契約書、賃貸借（リース）契約書等の写し ☐ 設置年月日を証する書類（納品書、引渡し書、検査済み証等の写し）	○ 注1, 2	○ 注1, 2
4	住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書（以下「登記されていないことの証明書」という。））	☐ 住民票の写し（本籍地の記載があるもの。マイナンバーの表示がないもの。） ☐ 登記されていないことの証明書	○ 注2, 3, 4	
5	定款又は寄付行為及び登記事項証明書	☐ 定款又は寄付行為 ☐ 登記事項証明書		○ 注2
6	法第61条第1項第3号に規定する役員（相談役、顧問を含む）の住民票の写し並びに登記されていないことの証明書	☐ 役員の住民票の写し（本籍地の記載があるもの。マイナンバーの表示がないもの。） ☐ 登記されていないことの証明書		○ 注2, 3, 4
7	発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに登記されていないことの証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）	★個人株主 ☐ 住民票の写し（本籍地の記載のあるもの。マイナンバーの表示がないもの。） ☐ 登記されていないことの証明書 ★法人株主 ☐ 登記事項証明書		○ 注2, 3, 4
8	申請者に令第5条に規定する 使用人がある場合 には、その者の住民票の写し並びに登記されていないことの証明	☐ 使用人の住民票の写し（本籍地の記載のあるもの。マイナンバーの表示がないもの。） ☐ 登記されていないことの証明書	△ 注2, 3, 4	△ 注2, 3, 4
9	申請者が法第62条第1項第2号トに規定する 未成年者である場合 には、その法定代理人の住民票の写し並びに登記されていないことの証明書	★法定代理人（個人） ☐ 住民票の写し（本籍地の記載があるもの。マイナンバーの表示がないもの。） ☐ 登記されていないことの証明書 ★法定代理人（法人） ☐ 定款又は寄付行為 ☐ 登記事項証明書 ☐ 役員の住民票の写し（本籍地の記載があるもの。マイナンバーの表示がないもの。） ☐ 登記されていないことの証明書	△ 注2, 3, 4	△ 注2, 3, 4
10	申請者が法第62条第1項第2号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面	☐ 別紙許可添付書類-050	○ 注3	○ 注3
11	標準作業書	☐ 標準作業書	○	○
その他	原許可証の原本	☐ 更新許可申請の場合のみ	△	△
	申請手数料	新規 78,000 円 更新 70,000 円	○	○

*申請内容によっては、その他必要な書類を求める。

注1) 更新許可申請の場合、その内容に変更がない場合に限り、「添付書類省略申出書（許可添付書類-051）」を添付することにより、2及び3に掲げる書類又は図面の添付を省略することができる。

注2) 「不動産登記事項証明書」、「登記事項証明書」、「住民票の写し」は、申請の前3ヶ月以内に発行されたものとし、複写による提出でよい。（申請時に受付窓口で原本照合を行う。）

注3) 解体業と破碎業の許可申請を同時に行う場合、4～10の書類は解体業の申請書に添付し、破碎業の申請書には「添付書類省略申出書（許可添付書類-052）」を添付することにより4～10の書類の添付を省略することができる。

注4) 新規許可申請の場合、有効な先行許可証（申請時に受付窓口で原本照合を行う）と「先行許可証の提示について（許可添付書類-052）」の提出により、「登記されていないことの証明書」を省略することができる。

※有効な先行許可証：解体業、破碎業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業の許可証（先行許可に係る記載が「無」とされている、許可の日から5年を経過しないもの）